

八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金交付要綱

〔令和４年３月２４日〕
〔要綱第２４号〕

（趣旨）

第１条 この要綱は、高齢者等の社会的弱者が安心して外出することができるように、急勾配又は階段が存する私道（公道以外の道路であって、車両の通行ができず、地域住民が日常生活における通行の用に供しているものに限る。以下同じ。）における手すり（以下「手すり」という。）の設置に対し、予算の範囲内において八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金の交付を申請する時点において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 手すりを設置する箇所が私道であって、その地目が公衆用道路として登記されているものであること。
- (2) 手すりの設置に関し、他に活用が可能な補助金、助成金その他の制度（以下この条において「他の制度」という。）がないこと。
- (3) 手すりを設置することによる受益戸数が現に３戸以上あること。
- (4) 手すりを設置する私道部分に面する全ての地権者及び居住者から、当該部分に手すりを設置することについて文書による承諾を得ていること。
- (5) 手すりの設置に関し、工事の発注から管理までの過程を申請者が行う意思があること。
- (6) 補助金又は他の制度により既に設置した手すりを交換する場合にあっては、当該設置に係る補助金の交付の日から１０年以上経過していること。
- (7) 補助金又は他の制度によることなく既に設置した手すりを交換する場合にあっては、当該設置された手すりの老朽化等により使用が困難であること。

（補助金の額）

第３条 補助金の額は、補助対象事業となる手すりの設置工事に係る費用（ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。）の５分の４以内とし、上限を１００

万円とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、八幡浜市外出支援(手すり設置)事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書及び予算書
- (2) 土地使用承諾書
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 設置箇所の位置図
- (5) 工事を行う予定箇所の写真
- (6) 代理受領予定届出書(補助金の受領を施工者に委任する場合に限る。)
- (7) 施工同意書(第2条第4号に係る文書をいう。)
- (8) 受益者一覧
- (9) この要綱の遵守及び第三者等との紛争処理に関する誓約書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、地区代表者その他の地域を代表する者に限るものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査の上、補助金交付の可否を決定し、八幡浜市外出支援(手すり設置)事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知する。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を行うに当たっては、市長は、必要に応じて、条件を付することができる。

(変更、中止及び廃止)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに掲げる変更等をしようとする場合は、八幡浜市外出支援(手すり設置)事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に要する経

費の内容に変更があった場合（前条の規定により決定した補助金の額に変更を生じないものを除く。）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、前条の規定を準用して補助事業等の変更、中止又は廃止の承認又は不承認を申請者に通知する。

（実績報告及び補助金の請求）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した後、補助金を請求するときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 八幡浜市外出支援（手すり設置）事業実績報告書（様式第4号）

(2) 八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金交付請求書（様式第5号）

(3) 設置した手すりの状況が分かる写真

(4) 補助事業により実施した工事に係る請求書（施工者が発行したものに限り。）又はその写し

(5) 手すり設置に要した経費の支払を証する領収書（補助金の受領を施工者に委任する場合は、前号の請求書の金額から補助金交付決定額を差し引いた金額の領収書（施工者が発行したものに限り。）又はその写し）

(6) 補助金の代理受領に係る委任状（補助金の受領を施工者に委任する場合に限る。）

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条に規定する報告書及び請求書を受領したときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者（補助金の受領を施工者に委任した場合にあっては、当該受領受任者）に補助金を交付する。

2 市長は、補助事業者が補助金の受領を施工者に委任した場合において、前項の補助金の交付を完了したときは、速やかに八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金交付完了通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知する。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な方法により、補助金の交付を受け、又は受けよう

としたとき。

- (3) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が適正でないと認められるとき。
- (5) その他、この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定が取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は補助事業者（補助金の受領を施工者に委任している場合は、当該受領受任者を含む。）に対し、期限を定めて当該補助金交付額の全部又は一部を返還するように命じることができる。

（指導監督）

第10条 市長は、必要に応じ、補助事業者に対し当該補助事業の内容等について説明を求め、又は帳簿書類等に関し検査を行うことができる。

（維持管理）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けて整備した設備を自らの責任において適正に維持管理しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむ得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（紛争等の処理）

第13条 補助事業者は、補助事業の実施により第三者との間に生じた紛争等については、自らこれを処理し、解決しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

八幡浜市外出支援（手すり設置）事業
補助金交付申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者（代表者） 地 区 名
住 所
氏 名 ⑩
連 絡 先

次のとおり補助金の交付を受けたいので、八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき申請します。

記

- 1 整備する場所 八幡浜市
- 2 受益世帯 世帯（計 名）
- 3 補助対象経費 金 円
- 4 補助金交付申請額 金 円
- 5 添付書類 (1) 事業計画書及び予算書（別紙1）
(2) 土地使用承諾書（別紙2）
(3) 工事見積書の写し
(4) 設置箇所の位置図
(5) 工事を行う予定箇所の写真
(6) 代理受領予定届出書
(別紙3。補助金の受領を施工者に委任する場合に限る。)
(7) 施工同意書（別紙4）
(8) 受益者一覧
(9) 誓約書（別紙5）
(10) その他市長が必要と認める書類

別紙 1 (様式第 1 号関係)

外出支援 (手すり設置) 事業計画書及び予算書

1 事業計画

2 整備する場所 八幡浜市

3 収支予算書

① 収入の部

項目	予算額 (単位:円)	備考
市補助金		
計		

② 支出の部

項目	予算額 (単位:円)	備考
計		

別紙2（様式第1号関係）

土地 使用 承諾 書

年 月 日

八幡浜市長 様

【土地所有者】

住 所

氏 名

印

私は、自ら所有する土地を下記のとおり使用することを承諾しています。

記

- 1 使用の目的 手すりの設置
- 2 使用する者 設置場所の近隣に居住する者
- 3 設置場所

別紙3（様式第1号関係）

代理受領予定届出書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 郵便番号
住 所
(フリガナ)
氏 名
電話番号

印

私は、外出支援（手すり設置）事業の実施にあたり、八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金の受領を下記の事業者委任する予定です。

記

住 所	
事業者名	
代表者名	

別紙 4 (様式第 1 号関係)

外出支援 (手すり設置) 事業に伴う施工同意書

年 月 日

八幡浜市長 様

八幡浜市 _____ への手すり設置について同意します。

住 所	氏 名 (世帯主)
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩

別紙 5 (様式第 1 号関係)

誓 約 書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者 (代表者) 住 所
氏 名 ⑩
電 話

年 月 日付にて申請した外出支援(手すり設置)事業補助金交付申請について、八幡浜市外出支援(手すり設置)事業補助金交付要綱に従い、下記事項を承諾のうえ、履行することを誓います。

記

- 1 八幡浜市外出支援(手すり設置)事業補助金交付要綱の交付条件を遵守いたします。
- 2 手すり設置に関する異議の申立て及び紛争等が生じたときは、私が解決処理し、八幡浜市に対し一切迷惑をおかけしません。

様式第2号（第5条関係）

八幡浜市外出支援（手すり設置）事業
補助金【交付・不交付】決定通知書

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長



年 月 日付けで交付申請のありました八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金について、次のとおり決定したので、八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

次のように補助金を交付します。

1 交付年度	年度
2 交付決定額	円
3 交付の条件及び指示	(1) この補助事業について、市長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。 (2) 補助事業の内容を変更し、又は取り止めようとするときは、八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金交付要綱第6条の規定により、市長の承認を受けること。 (3) 八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、市長はこの決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (4) 上記(3)により、この決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は期限を決めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

次の理由により補助金を交付しません。

交付しない理由	
---------	--

様式第3号（第6条関係）

八幡浜市外出支援（手すり設置）事業
計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者（代表者） 住 所
氏 名 ⑩
電 話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた八幡浜市外出支援（手すり設置）事業について、次のとおり計画変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由

- 2 変更内容（変更の場合）
 - ア 補助事業内容の変更

 - イ 収支予算の変更

- 3 中止期間又は廃止期間（中止又は廃止の場合）

様式第4号（第7条関係）

八幡浜市外出支援（手すり設置）事業
実績報告書

年 月 日

八幡浜市長 様

報告者（代表者） 住 所
氏 名 ⑩
電 話

年 月 日付け 第 号で補助決定を受けた事業について、
下記のとおり実施したので、八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金交付要
綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 経費の負担区分

事業費	負担区分		
	市補助金	報告者組織	その他
円	円	円	円

2 事業着手及び完了年月日

着手 年 月 日

完了 年 月 日

3 添付書類 (1) 工事に係る請求書（写し）

(2) (1)の請求書の金額から補助金交付決定額を差し引いた金額
の領収書の写し

(3) 事業完了後の写真

様式第5号（第7条関係）

八幡浜市外出支援（手すり設置）事業
補助金交付請求書

年 月 日

八幡浜市長 様

請求者（代表者） 住 所
氏 名 ⑩
電 話

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあつた外出支援（手すり設置）事業補助金について、八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金交付要綱第7条の規定により、請求します。

記

補助金請求額	円
--------	---

- ※ 請求者自身が補助金を受領する場合のみ、下記の記入をしてください。
- ※ 補助金の受領を施工者に委任する場合は、下記の記入は不要ですが、別紙の委任状を提出してください。

振 込 口 座	金 融 機 関 名						
	本 店 ・ 支 店 名						
	預 金 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他					
	口 座 番 号						
	(フリガナ) 口 座 名 義 人						

別紙（様式第5号関係）

補助金の代理受領に係る委任状

年 月 日

八幡浜市長 様

申請者（代表者） 住 所
氏 名 ⑩
電 話

私は、年 月 日付け 第 号により八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金の確定通知を受けた八幡浜市外出支援（手すり設置）事業（金 円）に係る補助金の受領について、下記のとおり委任します。

記

委任者（補助申請者）

住 所
氏 名

上記金額については、下記口座に振り込んでください。

年 月 日

受任者（補助工事の施工者）

住 所
事業者名
代表者名

私は、八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金交付要綱を確認のうえ、上記の権限の委任を受けることを承諾します。なお、振込口座は次のとおりです。

振 込 口 座	金 融 機 関 名	
	本 店 ・ 支 店 名	
	預 金 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他
	口 座 番 号	
	(フリガナ) 口 座 名 義 人	

様式第6号（第8条関係）

八幡浜市外出支援（手すり設置）事業
補助金交付完了通知書

第 号
年 月 日

様

八幡浜市長



年 月 日付けで請求のありました八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金については、下記の補助金受領受任者に対し、補助金の交付手続きが完了しましたので、八幡浜市外出支援（手すり設置）事業補助金交付要綱第8条の規定によりお知らせします。

記

1 補助金交付額	円	
2 補助金交付日	年 月 日	
3 補助金受領受任者	事業者名	
	代表者名	